

横浜事件 再審裁判を 支援する会

再審裁判の今後の進め方

— 検察側の意見書について —

大川 隆 司（再審裁判弁護団）

横浜事件の再審請求は昨年七月三日に申立てられ、現在横浜地裁の第二刑事部（和田保裁判長）に係属しています。

申立の時点では森川金寿、関原勇、芦田浩志の三先生で構成されていた弁護団に、その後地元の横浜から応援が加わり、現在の弁護団は約二〇名になりました。

これまでに請求人側から裁判所に對して提出されている主な証拠資料は、①原判決の謄本（請求人にかかるもの一名分、請求人以外の連座者にかかるもの六名分）、②予審終結決定書（請求人二名分、請求人外五名分）、③予審請求書又は公判請求書

（請求人一名分、請求人外一名分）、④「特高月報」昭和一九年八月分、⑤特高警察官に対する昭和二二年四月付告訴状と添付の口述書一式、⑥

特高警察官の暴行・傷害につき有罪を認定した横浜地裁・東京高裁・最高裁の各判決、⑦事件関係者や研究者の著書・論文などです。

横浜事件に連座して検挙された六十数名の人々のうち、起訴された人は三五名（うち判決前に死亡した人二名）ですが、このうち、一八名については判決または予審終結決定書あるいは予審請求書などがあり（右①ないし③）、それ以外の人々についても④の「特高月報」の記事により、

No.2

1987. 3. 15

〔事務局〕

〒101

東京都千代田区

神田神保町

2-20-11

東京リユール内

☎03-234-8538

特高警察が「事件」の全貌をどのようにとらえ、各人をどのように位置づけていたか、ということは明らかになっていきます。

また、一連の有罪判決の実質上唯一の証拠となった「自白」が、特高警察のどのような拷問によって作られたものであるかということは、釈放後すぐに書かれた「口述書」などにくわしく述べられており、とくに連座者の一人である益田直彦氏に対する特別公務員暴行・傷害事件については、起訴に持ちこまれ一審から三審まですべて有罪が宣告され、実刑判決が確定したという、非常にまれな成果があがっています。

常識で考えれば、これらの資料だけでも横浜事件の真実——それが特高の拷問によりでっちあげられた砂上の楼閣であること——は明白だろうと思われませんが、裁判所の判決でそのことを宣言させるためには、なおいくつかのハードルを越えて、厳

密な論証をすすめて行かなければなりません。

第一のハードルは、請求人についての原判決が揃っていない、ということですが。この点については再審請求後、裁判所からの照会によって横浜刑務所に和田喜太郎氏（もと中央公論社出版部、獄死）の判決謄本が残っていることがわかり、もともと判決のあった小野康人氏（もと改造社出版部員、故人）の分とあわせて、請求人中二名分の判決は確保されました。しかし、裁判所からあらためて照会してもらったところによっても、横浜地検には小野氏および請求人外の三名（小川修、益田直彦、手島正毅）分の判決原本しか残っており、また事件の記録は一件分も残っていない、ということが判明しました。

他方、裁判所自身の調査により、当時の「刑事第一審公判始末簿」が残っていることがわかり、これによって、判決宣告日と主文の内容および罪名、主任判検事の名前だけは確認できました。

一般に刑事事件が確定すると、その判決原本を含む一件記録は検察庁が保管の責任を負います。また当時

いては予審終結決定や判決の謄本二通を司法省あてに提出するよう命じた訓令もありましたから、判決の謄本は司法省にも保管されていなければならない筈です。そこで私たちは司法省の後身である法務省や、最高裁判所の事務総局にも問い合わせをしたのですが、これらの官庁にも判決謄本は保管されていませんでした。

このように、本来判決書の原本や謄本を保管する責任がある官庁がそれを紛失してしまった場合に、その不利益を請求人に負わせてしまうのは、あまりにも理不尽です。そのような場合には技術的に可能な限り再審請求を受理した裁判所が原判決を再構成すべきであり、本件の場合には前記②および③の資料により、原判決の再構成は十分に可能であると私たちは考えています。

第二のハードルは、有罪の根拠となった「自白」が拷問によって強制されたものであるということ、どれだけ客観的に立証できるか、ということです。

この点については、前述のとおり故益田直彦氏に対する特高警察官（松下・柄沢両警部および森川警部補）の拷問の事実が客観的に認定されていること、事件の中枢にあると目さ

れているが、風見章もと内閣書記官長と親しかったため拷問を免れた故細川嘉六氏の供述と、請求人らのでっちあげられた自供とのくいちがいが著しいこと、などの客観的資料があるほか、請求人自身や家族のうち相当数の方々が御存命で、当時の出来ごとをなお鮮明に記憶しており、釈放直後の「口述書」を補充するための事情聴取に応じうることを指摘することができま

さて、このような特徴をもつ事案である横浜事件の再審請求については横浜地検は、本年二月二〇日付の「意見書」において請求の棄却を求めて来ました。地検の「意見書」は、裁判所から昨年一〇月末までに提出するよう求められていたものですが、「慎重に検討したい」からという理由で約四ヵ月延ばされたあげく、このほどようやく提出されたものですが、その内容はあまりにもおそまつなものでした。

地検側の主張は、次の二点につきるものです。まず小野・和田両氏以外の七名の請求については、「判決の謄本もないし、一件記録が紛失しているからその再構成も不可能である」、従って証拠の評価をするまでもなく再審請求は不適法であるとい

う主張です。

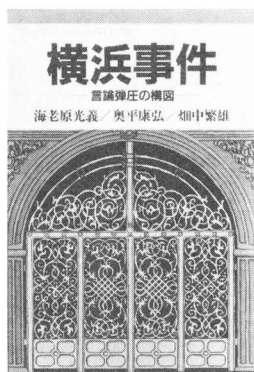
このような主張は、判決書や一件記録を紛失した自らの責任をタナに上げて、そのことによる不利益を一方的に請求人に負わせるものであるばかりでなく、予審終結決定書などから容易に原判決内容が推定できるという事実にも目をつぶっているのです。

地検「意見書」の内容の第二点は判決のある小野・和田両氏についても、拷問があったという証拠はない（益田氏に対し拷問があったからと言って、そのことは他の被疑者に拷問があったという証拠にはならない）、というものです。

検察官はこのようにうそぶいていますが、実は特別公務員暴行傷害罪で有罪の実刑判決を受けた松下、柄沢、森川の三人の警部・警部補は、すべての請求人について取調べを行なっているのであり、たまたま益田氏が拷問後五年を経た時点で血染めの下着を保管していたために、この一件にしほって起訴がなされたにすぎず、すべての人がほぼ同様の拷問を受けているのです。特高警察官が上告審で「共產主義活動を完封する国策の下に、中央からその摘発を厳重に督励された」ためにやったのだ

●横浜事件について書かれた本
横浜事件
言論弾圧の構図

海老原光義・奥平康弘・畑中繁雄著
／岩波ブックレット／二五〇円／一九八七年



学習・勉強会や小集会などに使える格好のテキストとして好評の岩波ブックレットの一冊。総合雑誌『改造』に掲載された細川嘉六氏の論文をきっかけに、いわれなき口実で多数の研究者・編集者が検挙され、獄死者まで出した思想・言論弾圧事件であった横浜事件。その治安維持法によって仕組まれた経緯を明らかにするとともに、同じ線上に今日見えかくれする国家秘密法の問題点を考える。著者たちは、戦後憲法の下に生きる私たちが、治安維持法下に生じた横浜事件のマイナス経験を、それこそ国民の不断の努力によって活かしてゆくにはどうすればよいのかを強く訴えかける。

から、情状を酌量してほしい、と弁明していることに照しても、自白を得るための拷問が一、二の被疑者に限って行なわれたなどと考える余地はありません。

このような検察側の主張は、当時の特高警察の実態というものを隠ぺいすることによって、今日の国家秘密法の制定に力を貸そうという政治的ねらいを帯びたものと考えざるを得ません。

裁判所は、この地検「意見書」に対応する弁護士側の意見書の提出を

「再審申し立て人」の横顔

促して来ております。私たちは本年七月を目途として、おおむねつぎの三本の柱で反論の「意見書」を作成し裁判所に提出するよう準備中です。

①すべての請求人および関係者から、特高警察による拷問の事実を聴取し、釈放直後の「口述書」を補充する詳細な聴取書をつくり、それに基づいて事実関係の再整理をする。

②国会図書館所蔵(海野富吉文書)の細川嘉六氏の事件記録に基づく細川供述を軸にして、請求人らのつくられた「自白」の非真実性を具体的に

に指摘する。

③弾圧の対象となった言論活動の大部分は雑誌・書籍として現存するので、その客観的評価が、つくられた「自白」にあるような「国体変革の目的」とは全くそぐわないものであることを論証する。

そして、今年の夏休み明けからは裁判所に、各請求人のナマの声を直接聞いたうえで再審開始の決定に踏み切るよう働きかけて行きたいと考えています。

(一九八七・三・二五記)

- ①氏名の読み
- ②生年月日、略歴
- ③検挙年月日、当時の職業
- ④裁判・釈放年月日、判決
- ⑤再審請求にあたって

青山 鉞治氏

①あおやま えつじ
 ②一九一三年四月一日愛知県生まれ。旧制名古屋高商卒。三八年、改造社入社。戦後、東西出版社などを経て、現在、三信図書代表取締役。



青山 鉞治氏

③一九四四年一月二十九日。改造社社員・海軍報道部嘱託。
 ④一九四五年八月二十九日・同日。懲役二年執行猶予三年。
 ⑤無法に蹂躪された人権は回復されなければならぬ。墓場まで背負っ

ていかなければならない。元被告の汚名を消したい。私が横浜事件再審裁判の申請人に名を列ねる理由の第一は、これでありませう。

そして第二は、目下、国会に再上程されようとしている国家秘密法との関連であります。横浜事件の真実をひろく国民に知ってもらうことによって、つまり、国民主権の基本である知る権利・表現の自由が滅殺された社会がどういふものであるか、あの暗黒社会の再来をけつして許してはならない。国家秘密法は戦前の治安維持法と国防保安法を兼備する

●横浜事件について書かれた本

横浜事件

元『改造』編集者の手記
 青山憲三著／希林書房／一六〇〇円
 一九八六年



著者は再審請求人の一人(憲三は青山鉞治氏のペンネーム)。ある朝突然、特高に踏みこまれて検挙されたのち、自分の目で見、耳で聞き、体と心に刻みこんだ横浜事件をふりかえった記録。事件の歴史的特質は、著者によれば、戦況の悪化によっていっそう狂暴化した天皇制ファシズムの言論・思想への徹底弾圧であり、同じ支配権力内部における抗争として、東条英機らを中心とする軍・官の右翼勢力による近衛文磨勢力の打倒・粛清の過程による事件である。そして、警察・検察官僚のあくなき立身出世主義はその時局においてもデッチ上げに拍車をかけた弾劾しつつ、事件を今ふりかえることの重要性を強調する。(再審関係資料附)



後列右から小野氏、小野田政氏、若槻繁氏、前列右から橘谷次郎氏、大森直道氏(1943年3、4月頃)

ような悪法ですから、それを阻止するためにも、再審裁判によって横浜事件をもう一度白日化して(このことは私個人の心情としてはつらいことです。なぜならば私が拷問に負けて虚偽の自白をした、つまり完全敗北をさらけ出すことですから)、二度とこういう事件が起きてはならない、その闘争への決意と努力が国家秘密法に向けられると念ずるからです。

小野 康人氏

①おの やすひと

②一九〇八年五月七日群馬県生まれ。法政大学英文科卒。三八年、改造社入社。戦後、東西出版社、リングフオン日本支社など。五九年一月五日没。申し立て人は、貞夫人。

③一九四三年五月二六日。改造社出版部員。

④一九四五年九月一日・同年七月一日、病氣保釈。懲役二年執行猶予三年。

⑤

先日裁判所から検事の意見書が送付されました。それは「原判決の有罪認定の証拠が拷問により強制された虚偽の自白であるとの主張に対し、拷問が認められたのは益田直彦に対してのみであるから小野には関係ない。四〇年も経って正確な判断をする資料もないから訴えは棄却が妥当」という意見でした。

益田さんは個人で訴えたのではない、三三名連名による告訴です。警察内の密室で行われる拷問の立証が不可能に等しい状況下にもかかわらず、益田さんの証拠が歴然としていて認めざるを得なかったのであって、三三名中拷問されたのは益田さん一人だけで、他の三二名は関係ないという解釈は成り立ちません。全員の主張が益田さんを代表者として認められた、と私達も世間一般も理解しています。しかもそれは二回目の裁判で拷問した警官が実刑判決を受けたことで実証済みです。今回三回目の裁判で論ずる必要はありません。

それよりも「四〇年も経って正確な判断をする資料もないから」と言われた件については、当時の『改造』は現在も図書館にあるので、資料は充分にあります。主人は『改造』の編集者として共産主義の目的遂行に努めた、と犯罪理由にあげられていた『改造』の、どの点がそれに該当するのか検討して頂きたいものです。

追及すべき根本的な問題は、検察側が事を捏造して、無実の人々を檢舉し陥れた事実です。検事の意見はその焦点を外しています。はぐらかしはご免です。私は裁判の正当な再審を求めることを改めて強調いたします。(小野 貞)

川田 寿氏

①かわだ ひさし

②一九〇五年二月一八日茨城県生まれ。二三年、慶応大学予科入学、三年、ペンシルバニア大学留学、四一年、帰国。戦後、慶応大学・大阪学院大学教授など。七九年七月五日没。申し立て人は、定子夫人。

③一九四二年九月一日。世界経済調査会資料課主任。

④一九四五年七月二五日・同年三月、病氣保釈。懲役三年執行猶予四年(?)。



川田 定子 氏

川田 定子氏

①かわだ さだこ

②一九〇九年一月二六日愛知県生まれ。二六年、岡崎高女卒。YWCAを経て、米国の日本大使館に勤務。三四年、ニューヨークで川田寿氏と結婚。

③一九四二年九月一日。主婦。

④一九四五年七月二五日・同日。懲役一年執行猶予三年。

⑤

去る一月六日「支援する会」が結成されて、日に日に大きく成長してゆくのがこの上なくうれしい。木村様が核(かく)の中心となられ今盛んに、エネルギーをたくわえていらっしゃるから。

今日まで私の夫が生きていてくれたなら、どんなに喜んだらうか。ひと足早くあの世へ逝ったのが残念でならない。

同年輩の友人が今なお、健在でい

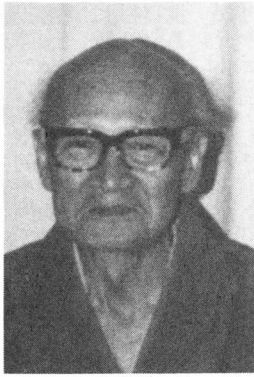
らっしゃるのがうらやましい。健康そのものだった夫が一日もわずらわず、ドッと倒れた原因は特高の拷問のせいだ。あの非道な拷問に、何十回という失神のために心臓をいためつくしてしまっただからだと私は思う。あの健康な肉体が倒れるわけがない。現在存命なら再審請求にも参加して特高の恨みを晴らしただろうに。

元気な頃、ある夕方帰宅するや、今日はエモノを逃がした。特高とそっくりの奴(ヤツ)に出会った。しばらくあとをつけてみたが人ちがいだった。本モノに出会ったら、思いきりぶつたいてやるんだ！と怒りをぶつけていた。

木村亨氏

①きむら とおる

②一九一五年一〇月二〇日和歌山県生まれ。早稲田大学社会学科卒。三九年、中央公論社入社。戦後、世界画報社、グイヤモンド社などを経て、



木村 亨氏

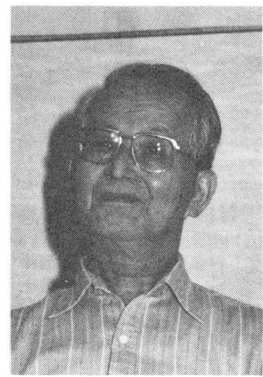
現在、カップ会代表世話人。
③一九四三年五月二六日。中央公論社出版部員。
④一九四五年九月一五日・同年九月四日。懲役二年執行猶予三年。

⑤

へ三月六日の記者会見のあとで、平館利雄兄や小野貞さんと私の三人が初めて顔を合わせた今度の記者会見のあとで、三人は近所の喫茶店で二〇分ほどだったが話し合った。

四五年前の一九四二年七月五日、細川先生のご招待で富山県の先生の御里泊町へまことに愉しい旅をした八名の友人も今はこの平館、木村の兩名と故小野康人君の夫人貞さんの三名だけの生き残りになってしまった。お茶を飲みながら私は八一歳の平館兄の顔と小野夫人の顔を交々みつめながら感慨一入だった。よくぞ今日まで生きのびたわいという感じと同時に私たち原告の古い先を思えば、再審裁判はここ二、三年で決着をつけたいことにはもう間に合わないという実感である。再審請求の根拠となっている拷問「特高」たちの無法な犯罪性はなんとしても立証して勝訴にせねばならないが、そのキーポイントを握る検事や裁判官側の考え方が果たして真に民主的な人民

主権の立場を守れるのかどうかをしつかり監視したい。



小林 英三郎氏

小林英三郎氏

①こばやし えいざぶろう

②一九一〇年七月一日滋賀県生まれ。東京大学社会学科卒。三三年、文芸春秋社入社。二度の検挙・投獄を経験。三九年、改造社入社。戦後、高山書店などを経て、現在、無職。
③一九四四年一月二九日。『改造』編集部次長。
④一九四五年八月二九日・同日。懲役二年執行猶予三年。

⑤

横浜事件は治安維持法の末期的現象として起こった事件だと思います。治安維持法が次第に拡大解釈されて、凶悪な人民抑圧の法的手段の正体を現してきた過程を経験した立場として、この機会にそのような事態の再発を防ぐことに意義を見出したいと考えています。

畑中繁雄氏

①はたなか しげお

②一九〇八年八月一日東京生まれ。早稲田大学英文科卒。三二年、中央公論社入社、『中央公論』編集長など歴任。四四年一月、退社。戦後復社、再び『中央公論』編集長に復帰。
③一九四四年一月二九日。調査事務など担当を表向き名義としてなお中央公論社に在籍のまま被検挙。
④一九四五年九月四日・同日。懲役二年執行猶予三年。

⑤

今次、再審裁判こそ、かつて犯罪人の汚名を浴びせられたわれわれの名誉回復とか長期不法拘禁や拷問にたいする補償要求といったいわば個人的側面もさることながら、しかしもっと重要なことは、この事件が、ほかならぬ戦時下軍部官僚らの共謀にもとづいて仕組まれた、いうところの権力犯罪、より正確には「国家



畑中 繁雄氏



平 館 利 雄 氏

犯罪”の典型的事例であったその内容を、今日大方の視野のまゝに明確に映しだされることと、さらには事件の真相や意味の理解について、後世あやまりなきことを期して、いかなればその歴史的黒白、はじめを闡明させるうえで、今回再審裁判のもつ意義はいっそう大きいのである。

とはいっても、かつて事件の直接「被害者」たるわれわれ大半のものはすでに冥界に去って、今回再審にたちあがった者として、余命はとなると、どうやら秒読み段階に近く、この点いささか心細くはあるが、けだし反面、事件そのものの絶ゆることなき掘り下げをこそ今後いっそう必要とする現実に想到するならば、それに直接かかわりをもつ今回の再審要求のことに、なお怠慢であることはゆるされぬはずである。ましてや、かつてわれらを最大の不幸に追いこんだ治安維持法の文字どおり戦後「新装」版たる国家機密法とやらが、性

懲りもなく現実に、われらの足もとに忍び寄っている今日においてこそなおさらそうである。

(八七・三・一)

平館利雄氏

① ひらだて としお

② 一九〇五年一月二日福島県生まれ。東京商科大学卒。プロレタリア科学研究所を経て、三七年、満鉄本社入社(調査部)、四〇年、満鉄東京支社調査室主任。戦後、民主主義科学者協会横浜支部事務局長、横浜国立大学・専修大学教授を歴任。

③ 一九四三年五月一日。満鉄東京支社調査室主任。

④ 一九四五年九月一日・同年九月六日。懲役二年執行猶予二年。

⑤

私は十数年前から平沢帝銀事件に次ぐ死刑囚の冤罪事件(牟礼事件)の横浜後援会会長として働いて来たのですが、なんと迂闊なことである、自分自身が冤罪事件の当事者であったとは。理由のいくつかは釈明できませんが、今はそんなことを言うてはおられません、至急を要する時です。横浜事件は少なくとも三つの視角から見ることができます。一つは、勿論、冤罪事件であるということ、

二つは、未曾有の言論弾圧事件であること、三つは、封建時代を思わせるような残酷な拷問事件であったこととです。しかしこのなかで一番重要なのは言論弾圧事件だったことで、当時の最有力な雑誌『中央公論』や『改造』の発刊禁止、発行所の解散が代表的で、新聞社では『朝日新聞』

出版社では「岩波書店」など一流雑誌が関係しており、いわば当時のマスコミ全体にたいする弾圧で、これで国民は全く口を封じられてしまつたのです。最近では、横浜事件をでっち上げる法的基礎である治安維持法を思わせるような「国家機密法」の制定が問題となっており、これは是非とも阻止しなければならぬ時でありますから、戦時中で埋もれていたこの横浜事件の真相と事件があったこの甚大な社会的影響を窮明し、阻止運動を激励することが、われわれ当事者の使命かと思えます。

(二・二五)

和田喜太郎氏

① わだ きたろう

② 一九一六年一月四日京都府生まれ。慶応大学文学部仏文科卒。四二年、中央公論社入社。四五年二月七日、獄死。申し立て人は、実母の和田

●横浜事件について書かれた本 横浜事件の真相

再審裁判へのたたかい

木村亨著／笠原書店／一八〇〇円
増補再版・一九八六年



著者は再審請求人の一人。横浜事件の発火点にされた架空の「泊会議」の当事者が、自らかかわった体験を新たに発見された「細川文書」と照らしあわせつつ、事件の真相を正確に記録したもの。戦争とファシズムのさなか、治安維持法が現実に機能してゆく姿を克明に伝え、事件の全体が功をさせる特高警察によって作りあげられた砂上の楼閣であること

を詳細に証言する。

戦後四十年余、不当な有罪判決が下されたまま放置され、人権と名誉の回復を求めて提起された再審裁判の意義を考えるうえで重要な文献(再審請求書、再審請求理由追加補充書を附す)。

かよ氏。代理人は、妹の気賀すみ氏。
 ③一九四三年九月九日。中央公論社編集部員。
 ④一九四四年八月二日・同日。懲役二年。

⑤ 山本有三は、「風にそよぐ蘆」の中で、和田喜太郎は殺された様なものである、と書いていたと記憶しているが、残忍極まる拷問に耐えたそのあげくの果てに非業の死をとげた兄を、私も正しく当時の国家権力によって殺害されたも同然であると考え

和田喜太郎氏一家——一九二七年八月、前列左から、和田喜太郎氏（一一歳）、すみ氏（六歳）



てきた。それは、たしか横浜水上署であつたと記憶しているが、衣類の差し入れに行つた折、戻つてきた下着が血に染まっていたこと等から拷問のすさまじさが充分に想像できたし、また、昭和二〇年二月七日の早朝、突然「キタロウシス」の電報を受け、

急ぎかけつけ、笹下刑務所で見せられたものは、全身はどす黒く異様に腫み、目は見開いたままで、うす暗い部屋のタタキの上にもるでイヌかネコの様に横たえてあつた、あまりにも変わり果てたその容貌は、これが真実兄であろうかと、我と我が目を疑い、しばし呆然と立ちつくしたままだったが、あまりにもむごい！あまりにも残酷非道なこの扱ひに心の中は怒りと悲しみで煮えたぎり、思わず遺体にとりすがり、どんなに無念であつたであろうと見開かれた眼をソーッと閉ざしながら涙のあふれ出るのをどうすることもできなかつた。

あの当時の情景を思いおこす度に、何処にもぶつけようのない、やりきれないきどおりと深い憂うつにさいなまれ、四十余年経た今も、生涯忘れることはないであろう。

たまたま、「横浜事件を語り聞かす」に出席した折、森川弁護士はじめ、

笹下会の方々より再審請求をしないかとのお声をかけていただき、ああこれだ、これしかない、これこそが、亡き兄をあのいまわしい屈辱から開放し、名誉の回復が叶えられる唯一の手段なのだと思ついたので。更に再審の勝利こそが、せめてもの兄への供養であると思ひ至り、再審請求の決意をした次第です。

亡兄と父の分まで長命の母（九六歳）も再審の件を承諾してくれましたが、「私の生きていくうちに間に合うのだろうか」と案じています。去る一月中旬、肺気腫にて入院中ですが、現在快方に向かつてるので何とかがんばつてくれることを念じています。また再審請求を非常に喜んでいた夫も、現在入院中で、何かと看病に追われる日々で、弁護団の方々、再審請求されている先輩の方々にすべてお願いしてしまい心苦しく思つている次第です。

最後に虚構の罪に問われ、有罪判決を受けた人々が、無罪を認められ、人権回復がなされるために再審裁判の勝訴を切望し、また、謀略的な事実無根の犯罪に陥れられたかつての不幸な事件を、再び起こさないためにも危険な国家秘密法案の立法を声を大にして防止しなければならぬと思ひます。
 （気賀すみ）

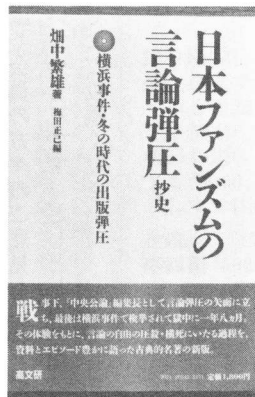
●横浜事件について書かれた本

日本ファシズムの

言論弾圧抄史

横浜事件・冬の時代の出版

畑中繁雄著・梅田正己編／高文研／一八〇〇円／新装三版・一九八六年



著者は再審請求人の一人。戦時下、『中央公論』編集長として言論弾圧の矢面に立ち、横浜事件で検挙されて獄中にあること一年八ヶ月。その体験をもとに言論の自由の圧殺にいたる過程を、資料を使い、エピソードをまじえて証言する。表題の示すように、とくに昭和時代の日本ファシズムの言論弾圧を要領よくまとめた好個の資料であるとともに、第三章を横浜事件にあてて、自らの体験を詳細に語る。刑事裁判はまず犯罪事実があつてはじめて成立するが、横浜事件にはそれがあらずもなく、横裁側（特高・判事・検事）にこそあつたことを鋭く告発している。

「会員からの通信」

今度は私たちが裁く

橋本 進

「じゃ、もう一年でも長く戦争がつづいていたら、海老原さんもつかまつて生命がなかったかもしれないね」

参加者の一人が、嘆声とともにこう言った。八七年二月二十七日、「岩波・国家秘密法(案)に反対する出版人の会」集会の席上のことである。岩波ブックレット『横浜事件』の発刊を機に、著者の一人である海老原光義氏の話を書く集いがもたれたのだ。事件当時、『中央公論』の最年少の編集者であった同氏は、軍部ファシズムとジャーナリズムの状況、事件経過を淡々と語られた。もし敗戦の時期がもう少しあとだったら、特高の魔の手はもっと多くの編集者に及び、中公、改造のみならず岩波、日本評論社も解散に追いこまれただろう、というのが参加者一同の実感であった。

講話の中で、氏は三木清の獄死にふれた。日本の生んだすぐれた哲学

者の死は、敗戦の年の一〇月四日である。

「ショックだなあ、敗戦の日から二カ月も治安維持法が生きてたのか」出席者の一人がうめくようにつぶやいた。横浜事件関係者は、四五年八月下旬〜九月上旬の形式的裁判によって、有罪を宣告されたのである。戦後生まれの人びとは、無理もないことだが、八・一五を境に日本がいつきよに一八〇度の転換をとげたと思いがちである(敗戦末期まで秘密研究会をやっていた早大・慶大グループの学生は、四五年、それぞれの入隊先で憲兵に検挙され、軍隊解体の時、特高にひきわたされ、GHQの「人権指令」により釈放されたのは一〇月一〇日である)。

戦時下「良心の灯」を守ろうとし、あるいは心中にその気持を秘めていた、というそのことだけで獄につながれた人びとを、日本人はみずからの手で解放することができなかった。みずからの手で戦犯を裁くこともできなかつた。だが、今度はちがう。今度は、治安維持法を、そして国家秘密法案を、戦争犯罪を、私たちが裁くのだ。

(「国家秘密法(案)に反対する出版人の会」事務局・元中央公論社員)

▼事務局から

三月六日、横浜弁護士会館で、神奈川県司法クラブの人々との記者会見が行われました。大川弁護士の「再審裁判の今後の進め方」にも述べられているように、二月二〇日付で検事から「再審請求は……所定の要件に該当せず……」という意見書が、横浜地方裁判所あてに出されました。この意見書に対する弁護士・原告の方々の考えを明らかにするためにもたれた記者会見です。

当日は、森川・大川両弁護士をはじめ横浜の弁護士の方々、小野さん、木村さん、平館さんが、若い記者十数名に対して、この不当性を訴え、さっそく反論書の準備にはいることを表明しました。

この模様は、七日付の神奈川・朝日・毎日などの新聞にも報道されています。

原告の木村さんは現在、体調をくずされて入院されています。六日の記者会見には病院からかけつけられました。一日も早いご快復をお祈りいたします。

青山さんは、いろいろな所へ横浜事件を訴えにいかれています。事務局へもその日誌がとどきましたので、

機会をみてご紹介させていただく予定です。

三月五日現在、会員は三五七名(四四七日、二四団体)四一日です。これからの裁判を考えると、財政的にはまだまだ不十分です。青山さんや小野さんから定期的なカンパをいただいている他、原告の方々の書かれた本の売上げの一部をカンパしていただくなど、多くのご迷惑もおかけしています。ぜひ早急に財政を確立するために、会員拡大にご協力ください。

この会報では、裁判の状況報告、弁護士や原告の方々の紹介などの他、広く会員の方々のご意見も掲載していくつもりです。どしどし事務局あてにご投稿ください。

入会申込・会費納入先

- 郵便振替 東京3-150641「横浜事件再審裁判を支援する会」(最後の郵便局で振替用紙をもらい、どみで送り口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入の上、お振りください。手数料は、5,000円まで50円、10,000円まで70円です。)
- 銀行振込 富士銀行 九段支店 普通預金 口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」
- 郵送の場合 加入申込書にご記入の上、東京リユール内事務局まで。